

に関しては、民法709条に基づく損害賠償を請求することはできない旨主張するため、原子力損害に係る賠償責任に関して、民法709条に基づく損害賠償請求が可能であるか否かについて以下検討する。

## 第1 原賠法の規定

まず、原賠法の文言について確認する。

原賠法は、1条において、「この法律は、原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定め、もつて被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資することを目的とする。」と規定し、原賠法の目的が「被害者の保護」及び「原子力事業の健全な発達」であることを明らかにしている。

また、原賠法は、3条1項において、「原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。」として、原子炉の運転等と当該原子力損害との間に相当因果関係があれば、原子力事業者の故意及び過失の有無に関わりなく、原子力事業者が当該原子力損害の賠償責任を負うものとし、原子力事業者の無過失責任を規定している。

この無過失責任を前提に、原賠法は、4条1項において、「前条（第3条）の場合においては、同条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない。」と規定しており、原子力損害について賠償責任を負うのは原子力事業者に限定されるとし、6条において、原子力事業者に損害賠償措置を義務付け、原子力損害に係る賠償責任を原子力事業者に集中するとともに、原子力事業者以外の者は3条1項による損害賠償義務を負わない旨規定している。さらに、5条1項は、「第3条の場合において、その損害が第三者の故意により生じたものであるときは、同条の規定により損害を賠償した原子力事業者は、その者に対して求償権を有する。」と規定し、原子力事業者以外の第三

者が原子力損害の発生に関与している場合において、原子力事業者が当該第三者へ求償することができる場面を故意により生じたものに限定している。

さらに、原賠法16条1項は、「政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者（中略）が第3条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。」と規定し、原子力損害が同法7条所定の賠償措置額を超えることとなった場合、必要に応じて政府が援助措置を行うものとしている。

## 第2 原賠法制定時における国会答弁等

次に、原賠法の立法者意思等について検討する。

1 第38回国会科学技術振興対策特別委員会は、昭和36年3月10日に設置されたものであるが、上記委員会の出席国務大臣である池田正之輔は、同月15日に実施された上記委員会における会議初日の冒頭において、政府が経済運営の指針として採択した、いわゆる所得倍增計画を効果的に達成するためには、科学技術の振興に格段の努力をしなければならないとの見地から、科学技術の振興を重要施策として取り上げ、同年度の予算編成において特段の考慮を払うこととした旨を述べるとともに、その施策の大綱のひとつとして、原子力平和利用の推進を挙げた。そして、その中で、「原子力の開発利用を推進するにあたっては、その安全を確保することが最大の前提とならなければなりません。そのため、原子炉安全審査機構の確立等、特にその安全性の確保に万全の措置を講ずるとともに、万々の災害に対処して原子力災害補償制度を確立することとし、国会に所要の法案を提出いたしております。」と発言した。（上記委員会第1号、甲F6の1）

2 原賠法が制定される際の上記委員会における政府委員からの法律案の提案理由及び要旨として、原賠法の制度趣旨は、原子力災害が発生した場合には、被害規模が広範なものとなり得ることや放射能障害が後発性であるという特殊事情に鑑み、安全確保を第一としつつ万一に原子力災害が生じた場合の賠償制度を確立することにより、住民の不安の除去及び原子力事業の正常な発展を確保することにある旨の説明がされた。そして、上記趣旨を前提とする原賠法の規定する賠償責任については、未知の要素が含まれる原子力分野において、過失によらない原子力損害が発生し得る可能性があること、過失が存在するとしても事実上立証することは困難であること、広範な産業の頂点に立つ総合産業としての原子力事業の位置付けに鑑み、原子力損害が発生した場合の責任の帰属を明らかにする必要があることから、不法行為の特例として無過失責任を定めるとともに、原子力事業者が責任集中を図ることが相当である旨の説明がされた。(上記委員会第2号、甲F6の2)

3 上記委員会における答申において原子力委員会原子力災害補償専門部会長の役職にあり、参考人として出席した民法学者の我妻榮は、原子力産業は、非常に社会のために役に立つものだけれども計り知れない大災害の危険性を必然的に含んでいることに照らし、政府が原子力産業を企業に許してさせる以上、原子力事故から生じる災害については、対等な私人間における過失責任とはいかず、原子力災害の被害者を泣き寝入りさせないために、損害賠償における無過失責任を規定するとともに、原子力事業者が賠償責任を果たし切れない場合に政府が援助すべきであることなどについて説明した。また、我妻榮は、上記専門部会においては、原子力災害が発生した際の補償実施の方法として、「私企業のみが責任を負う」場合から、政府が援助する程度を決定し「国営事業とする」場合までの中間に、様々な方法があり得るものではあるものの、このことは、政府の政策問題とし

て決定されるべきものであることを基礎として答申を行った旨の説明をした。(上記委員会第14号, 甲F6の14)

4 原賠法は, 以上の説明等を経て, 上記制度趣旨について変更されることなく, 成立した。(甲F1, 5, 6の11ないし22, 乙F1, 3の2)

### 第3 原賠法3条1項の解釈

以上をもとに, 検討する。

1 原賠法は, 上記第2の2のとおり, 原子力災害が生じた際の被害が計り知れない原子力分野において, 被害者の十分な救済を確保するとともに, 原子力災害が生じた場合の賠償責任者をあらかじめ明確に定め, 政府による助成を保障することによって原子力事業者の予測可能性を担保し, 原子力産業の発展を阻害しないことを制度趣旨としており, これは, 原賠法1条が「被害者の保護」及び「原子力事業の健全な発達」を目的として定めていることに現れている。そして, 原賠法は, 上記目的を達成するために, i) 原子力事業者の無過失責任を定め賠償責任を厳格化すること, ii) 賠償責任を原子力事業者に集中させること, iii) 賠償措置額を超える賠償の履行が必要となる場合, 政府の援助その他の措置を定めることの3つの特徴を規定している。

以上によれば, 原子力損害は, 民法709条の定める不法行為にいう損害にも該当するものの, 原賠法には, その制度趣旨に特定の政策的配慮が含まれており, 私的自治の原則の下に過失責任を定める民法上の不法行為の規定と原賠法の制度趣旨には本質的な差異があるということが出来る。原子力事業者以外の第三者の責任を排除し, 原則として求償権も制限されること, 政府の援助の規定があることに照らせば, 原賠法3条1項は民法709条の特則を定めたものであって, 原賠法3条1項が適用される場合においては, 民法上の不法行為の責任発生要件に関する規定はその適用を排除されると解するのが相当である。

仮に、民法709条と原賠法3条1項とが重疊的に適用されると考えた場合、不法行為に基づく損害賠償請求が認められた際、原子力事業者以外の第三者たる共同不法行為者に対して求償できるのに、原賠法に基づく損害賠償請求が認められた場合は4条1項によって求償ができないこととなり、第三者の地位を不安定なものとする事となるおそれがある。

そうすると、本件事故による原子力損害については、専ら原賠法3条1項が適用され、民法709条に基づく損害賠償請求はできないと考えられる。

2 原告らは、原賠法3条1項と民法709条とは重疊的に適用され得ること、求償権は損害賠償責任が認められた場合に二次的に問題とすればよく、損害賠償請求そのものを制限するのではなく、求償のみを制限すればよいと主張するが、上記1のとおり問題がある上、原賠法4条1項及び5条の文言からして原告ら主張のように解釈するのは不自然であり、かつ、あえてそのような迂遠な解釈をすべき理由もない。

また、原告らは、文部科学大臣が、国会の答弁において民法上の責任も原賠法上の責任も追及できる旨述べていることを指摘するが、同大臣の発言は、「最終的には裁判所の判断によりますが」「原賠法上も民法上も賠償責任を問われる可能性があると考えております」(甲F1)というにとどまるのであるから、裁判所を拘束するものではない。

3 以上から、本件において、民法709条の適用はない。

#### 第4 まとめ

そうすると、原告らの被告東電に対する主位的請求は、原子力損害に係る損害賠償責任に関しては、民法709条の適用がない以上、その余について検討するまでもなく、理由がなく、棄却を免れない。

#### 第2節 本件事故の原因(争点②)

平成23年3月11日の本件地震の発生後、本件津波により、1号機

ないし4号機の原子炉等の冷却機能が失われ、同月12日に1号機の原子炉建屋、同月14日に3号機の原子炉建屋、同月15日に4号機の原子炉建屋において、水素爆発が発生したことにより、本件原発から放射性物質が外部環境へ放出されたことは、当事者間に争いがない。

しかしながら、原告らは、本件事故が、本件津波のみにより発生したと主張することに加え、並列して、本件地震動のみにより、あるいは、本件地震動及び本件津波が重なったことにより発生した旨主張するところ、被告らは、本件事故の原因は本件津波による全交流電源喪失によるものであると主張してこれを争っている。また、本件事故の原因が何であるかは、被告東電に対する非難性の程度を判断するに当たっても検討を要し、予見可能性の対象の捉え方、結果回避措置の内容等（争点③ないし⑥、⑨及び⑮）を認定判断する前提となるものである。そのため、本件事故の原因について、ここで検討する。

## 第1 本件事故までの経過

前記前提事実、証拠（甲A1、2、乙A10）によれば、以下の事実を認めることができる。

### 1 外部電源の喪失

1号機ないし6号機に新福島変電所からの電源を供給している送電線設備は、本件地震の発生直後、設備損傷等によって、その全回線が受電を停止した。そのため、1号機ないし6号機は、各非常用DGを自動起動させ、所内用の電源を確保した。（乙A10の1・93ないし95頁）

### 2 主要建屋の被水状況等

#### (1) 概要

本件原発の主要建屋は、その周囲の全域が本件津波の遡上によって被水した。主要建屋の周囲の浸水深は、約5.5mであった。

本件津波は、主要建屋の地上開口部の建屋出入口、非常用DG給

気口等から建屋内に侵入し、トレンチ及びダクトに通じる常設ケーブルや、配管貫通部分を経由して同建屋内を浸水させた。6号機を除く各タービン建屋の地下階には非常用DG、配電盤及び給水ポンプ等が設置されていたところ、これらの機器が設置されている箇所には、各タービン建屋の給気ルーバから本件津波が侵入したことによって浸水することとなった。(乙A10の1・105頁ないし109頁)

(2) 海水ポンプの被水状況

本件津波により、主要建屋外部に設置されていた非常用海水系ポンプは、被水によって機能を喪失した。

(3) 1号機ないし6号機の被水状況の詳細(甲A1・139頁, A2の1・資料編76, 77頁)

前記前提事実に加え、1号機ないし6号機の詳細な被水状況は、以下のとおりであると認められる。

ア 1号機

1号機には、非常用DGがタービン建屋地下1階に、非常用及び常用高圧配電盤がタービン建屋1階に、非常用低圧配電盤がコントロール建屋地下1階に、常用低圧配電盤がタービン建屋1階にそれぞれ設置されていた。これらの電源設備は、いずれも本件津波により被水し、機能を喪失した。

イ 2号機

2号機には、非常用DGがタービン建屋地下1階及び共用プール建屋1階に、非常用高圧配電盤がタービン建屋地下1階及び共用プール建屋地下1階に、常用高圧配電盤がタービン建屋地下1階等に、非常用低圧配電盤がタービン建屋1階及び共用プール建屋地下1階に、常用低圧配電盤がタービン建屋1階及び地下1階にそれぞれ設置されていた。これらの電源設備のうち、共用プール建屋1階に設置されていた非常用DG、タ

タービン建屋 1 階に設置されていた非常用低圧配電盤及び常用低圧配電盤を除く設備は、いずれも本件津波により被水し、機能を喪失した。被水を免れた電源設備（上記の共用プール建屋 1 階に設置されていた非常用 D G，タービン建屋 1 階に設置されていた非常用低圧配電盤及び常用低圧配電盤）についても、非常用 D G の関連設備の水没により、電源を確保することができなかった。

#### ウ 3 号機

3 号機には、非常用 D G がタービン建屋地下 1 階に、非常用高圧配電盤がタービン建屋地下 1 階に、常用高圧配電盤がタービン建屋地下 1 階及びコントロール建屋地下 1 階に、非常用低圧配電盤がタービン建屋地下 1 階に、常用低圧配電盤がタービン建屋地下 1 階及びコントロール建屋地下 1 階にそれぞれ設置されていた。これらの電源設備は、いずれも本件津波により被水し、機能を喪失した。

#### エ 4 号機

4 号機には、非常用 D G がタービン建屋地下 1 階及び共用プール建屋 1 階に、非常用高圧配電盤がタービン建屋地下 1 階及び共用プール建屋地下 1 階に、常用高圧配電盤がタービン建屋地下 1 階に、非常用低圧配電盤がタービン建屋 1 階及び共用プール建屋地下 1 階に、常用低圧配電盤がタービン建屋 1 階にそれぞれ設置されていた。これらの電源設備のうち、共用プール建屋 1 階に設置されていた非常用 D G，タービン建屋 1 階に設置されていた非常用低圧配電盤及び常用低圧配電盤を除く設備は、いずれも本件津波により被水し、機能を喪失した。被水を免れた電源設備（上記の共用プール建屋 1 階に設置されていた非常用 D G，タービン建屋 1 階に設置されていた非常用低圧配電盤及び常用低圧配電盤）のうち、非常用及び常用低圧配電盤の一部は工事中で稼働しておらず、その余の電源設備についても、非常用 D G の関連設備の水没により、電源を確保することが



できなかつた。

#### オ 5号機

5号機には、非常用DGがタービン建屋地下1階に、非常用高压配電盤がタービン建屋地下1階に、常用高压配電盤がタービン建屋地下1階に、非常用低压配電盤がタービン建屋地下1階に、常用低压配電盤がコントロール建屋地下1階及びタービン建屋2階にそれぞれ設置されていた。これらの電源設備のうち、非常用DG及びタービン建屋2階に設置されていた常用低压配電盤を除く設備は、いずれも本件津波により被水し、機能を喪失した。被水を免れた電源設備（上記の非常用DG、タービン建屋2階に設置されていた常用低压配電盤）も、非常用DGの関連設備の水没により、電源を確保することができなかつた。

#### カ 6号機

6号機には、非常用DGが原子炉建屋地下1階及びDG建屋1階に、非常用高压配電盤が原子炉建屋地下2階、地下1階及び1階に、常用高压配電盤がタービン建屋地下1階に、非常用低压配電盤が原子炉建屋地下2階及び地下1階に、常用低压配電盤がタービン建屋地下1階にそれぞれ設置されていた。これらの電源設備のうち、常用高压配電盤及び常用低压配電盤はいずれも本件津波により被水し、機能を喪失した。被水を免れた電源設備（非常用DG、非常用高压配電盤、非常用低压配電盤）のうち、原子炉建屋に設置されていた非常用DGの一部は関連設備の水没により機能を喪失したが、その余は冷却機能を維持していた。

### 3 被水状況のまとめ

(1) 外部電源及び非常用DGの電力の多くは、高压配電盤から低压配電盤を経由して各機器に供給される。また、交流電源喪失時に最低限の監視機能等を確保するために直流配電盤が用意されている。上記のとおり、本件津波により、1号機から5号機までは常用系、非常用系の高压配電盤

がすべて被水しており，仮に外部電源や非常用D Gが機能していたとしても電力を必要とする機器に供給することができない状況であった。また，低圧配電盤もその大半が被水しており，高圧電源車などを接続することができない状況であった。

(2) 配電盤が最地下階に設置してある場合であっても，建屋周囲の浸水高と比べ，建屋への浸水経路となる非常用D G給気ルーバ等の最下端が本件津波の浸水高よりも上に設置され，浸水経路となるダクト，トレンチ等の貫通部のない箇所においては，建屋への浸水がなく，配電盤等の設備は被水せずにその冷却機能を維持していた。5号機及び6号機の非常用D Gや6号機の非常用配電盤（高圧配電盤及び低圧配電盤）などがこれに該当した。

## 第2 本件事故の原因

前記前提事実及び上記認定事実をもとに，検討する。

1 本件原発は，本件津波による非常用海水系ポンプ設備の機能喪失により，炉心の残留熱を海水により冷却することができなくなったことに加え，1号機ないし4号機においては，非常用D G又は配電盤の機能喪失により，電動設備を使用することができない状態となった。もともと，非常用海水系ポンプ設備を必要としない空冷式非常用D Gは被水を免れており，その機能を喪失していなかった。

そうすると，本件事故は，配電盤が被水し機能を喪失したことによって，被水を免れていた非常用D G等からの電源供給により電動設備を機能させることができず，これにより原子炉の冷却機能を喪失し，崩壊熱の除去をすることができなかつたことに起因するといえることができる。すなわち，本件事故は，被水による配電盤の機能喪失が最終的な原因であることから，本件津波によるものといえることができる。

2 本件事故が本件地震動のみによって発生したとする主張について

(1) 原告らは、本件地震動によって、外部電源を喪失したのみならず、  
i) 原子炉配管系に損傷が生じ、また、ii) 主要建屋付近の地面が隆起、  
沈降又は陥没したことによって、電源車の構成及び継続運用が阻害された  
可能性が高く、本件地震動のみによっても本件事故は発生したと主張する。

(2)ア そこで、まず上記 i) について検討する。

(ア) 非常用電源系統の機能停止

証拠（乙 A 36, 37）によれば、過渡現象記録装置（異常  
事象の発生前後の原子炉の挙動を示すデータを収集する装置）から採取し  
た平成23年3月11日のデータ及び電圧データ等をもとにすると、1号  
機ないし6号機の海水系ポンプは概ね同日午後3時36分台に停止したこ  
と、6号機の一部を除く非常用DG及び配電盤がいずれも同時刻頃に集中  
して機能を喪失したこと、及び、本件津波の第二波が本件原発に到来した  
上記時刻頃、1号機ないし6号機が全交流電源喪失に至ったことが認めら  
れる。

(イ) 事故報告書等の記載

被告東電が自ら本件事故の原因について分析した東電事故調  
査は、本件津波が本件地震の発生から1時間に満たないうちに本件原発に到  
達したため、本件地震動により各種設備にどの程度の損傷が生じたのか明  
確に確認することができず、本件事故によって原子炉建屋内の機器及びタ  
ービン建屋地下階の機器の状況確認が現時点においても困難である旨記載  
している（乙 A 10の1・97頁）。

また、「原子炉安全に関する IAEA 閣僚会議に対する日本国  
政府の報告書」（丙 A 5の1）は、本件事故の3か月後に作成されたもので  
あるが、本件事故の原因について、i) その発端は本件地震動と本件津波  
であり、本件地震動による被害は外部電源系に係るものであること、ii)  
本件地震動直後には非常用DGが起動し所内電源を確保するとともに、I

C及びR C I Cの冷却系が正常に動作していること、iii) 本件津波によって非常用D G及び配電盤が被水し全交流電源を喪失するとともに、海水冷却系も被水したことにより冷却機能を喪失したこと、iv) 1号機ないし4号機と異なり、5号機及び6号機において炉心溶融に至らなかった理由は、空冷式の非常用D G及び配電盤が本件津波からの被水を免れたため、本件津波の到達後も残留熱除去のための交流電源の供給が可能であったことが挙げられるとしている(同IV-100ないし104)。

さらに、原子力規制委員会が平成26年10月に作成した「東京電力福島第一原子力発電所事故の分析 中間報告書(案)」(丙A141)は、1号機における小規模漏えいの有無について、本件地震発生から本件津波到来までの間における格納容器圧力の数値をもとに、格納容器内の水位が変化する程度の冷却材の漏えいがあったことを示すデータは見出せないと結論付けている(同2頁)ほか、IAEAの事故調査報告書(甲A97の2)においても1号機における小破口冷却材喪失事故はなかったと結論付けられており、原告らの上記主張i)に同調する報告書等は存在しない。

この点、原告らは、原告ら主張の根拠として、本件地震動により、本件原発周辺における強い揺れが長時間継続したことにより、原子炉格納容器内の配管が金属疲労破壊を起こし、小破口冷却材喪失が発生した結果、徐々に冷却機能を喪失し、本件事故に至った旨の国会事故調(甲A1・204頁以下)の記載を挙げている。しかしながら、国会事故調は、本件原発の原子炉格納容器内に立ち入ることができず、本件事故の詳細な経過を把握するための検査をすることができないことを前提に、小破口冷却材喪失を「少なくとも理論的には否定できない」とするにとどまり、本件事故の原因を本件地震動と断言して論じてはいない。(甲A1・204頁)

そうすると、原告らの上記主張i)は、これを裏付ける証拠

があるとはいえず、採用することができない。

イ 次に、上記主張 ii) について検討するに、主要建屋付近の地面がどの程度隆起、沈降又は陥没したかについて原告らから具体的な主張はなく、また、それが本件地震動のみによるものであることを裏付ける証拠もない。よって、原告らの上記主張 ii) についても、採用することができない。

ウ そして、その他に、本件事故の原因が本件地震動によることを裏付ける証拠はない。

(3) 以上のとおり、原告らの主張を裏付ける証拠はないことから、原告らの上記主張は採用できない。

3 本件事故が本件地震動（あるいは本件地震）及び本件津波によって発生したとする主張について

原告らはまた、本件事故が本件地震動及び本件津波によって発生したと主張する。

しかしながら、上記 1 で説示したとおり、本件事故は、配電盤が被水し機能喪失したことによる冷却機能の喪失に起因するというべきであり、したがって、本件事故の原因は本件津波によるものといえることができるから、本件事故の原因を、本件地震動及び本件津波であるとする上記主張は採用できない。

### 第 3 まとめ

以上のとおり、本件事故は、本件津波が本件原発に到来したことにより配電盤が被水しその機能を喪失したことが原因で発生したと認められる。そして、本件事故は、本件地震動にその原因があるとは認められないから、争点③（地震動対策義務に係る予見可能性）については検討せず、争点④（津波対策義務に係る予見可能性）の検討に進むこととする。

### 第 3 節 津波対策義務に係る予見可能性（争点④）

原告らの被告東電に対する請求は、前記第1節（被告東電に対する民法709条に基づく損害賠償請求の可否（争点①））において説示したとおり、主位的請求である民法709条に基づく請求については棄却となるから、予備的請求である原賠法3条1項に基づく請求について検討を進めることになる。

そして、原賠法3条1項に基づく損害賠償請求にあたっては、原子力事業者において過失の存することは要件とされていないものの、原告らが、慰謝料算定における考慮要素として、被告東電の非難性を挙げ、被告東電の非難性を基礎づける事情として、被告東電に、本件事故についての予見可能性及び結果回避可能性があったことを中心として主張していること、及び、前記第2節（本件事故の原因（争点②））において説示したとおり、本件事故は、本件地震動ではなく、本件津波に起因して発生したものであることから、本節においては、被告東電の津波対策義務に係る予見可能性の有無及び程度について検討することとする。

## 第1 津波に関する一般的知見

前記前提事実、上記認定事実、証拠（甲A1, 5, 6, 11, 12, 37, 38, 45, 57, 58, 67, 75, 87, 92ないし96, 甲H1ないし4, 丙A23, 211, 証人佐藤暁及び証人佐竹健治）と弁論の全趣旨によれば、次の事実を認めることができる。

### 1 津波の発生メカニズム（丙A23）

(1) 地球の表面は、十数枚の巨大な板状のプレートで覆われており、各プレートが、年間数cmの速度でそれぞれ異なる方向に移動している（プレート運動）。プレート境界付近の地下の岩盤では、プレート運動により下側のプレートが上側のプレートの下に沈み込んでいく中で、海溝等が形成され、上側のプレート内に、長い期間をかけて巨大なエネルギーが歪みとして蓄積される。地震は、上側のプレートがこの歪みに耐えきれなくなっ

て急激に跳ね上がる際、岩盤のずれが生じること（断層運動）により発生する。そして、津波は、主に、このような断層運動の際、それに伴って上側のプレートの上部に存在する海水が上下し、移動及び伝播することによって発生する（津波発生の原因は、断層運動以外にも存在するが、本判決においては、断層運動を原因とする津波を検討の対象とする。）。

(2) 津波は、上記のとおり、断層運動が生じたプレートの上部に存在している海水のうち、海面から海底までの全てが移動することで発生し、その波長は数 km から数百 km と長く、また、沿岸部に到達するまでの間、勢いはさほど衰えない。したがって、浅い海岸付近においては、津波高が急激に高くなり、沿岸部においては、津波高以上の標高まで駆け上がり（遡上）が生じる。「津波高」とは、津波がない場合の平常潮位を基準とし、それと比較して津波によって海面が上昇した高さの差をいう。「遡上高」とは、海から陸に上がった津波が到達した高さとの高さの差をいう。

「浸水高」とは、津波によって建物等に残された津波の痕跡と平常潮位との高さの差をいう。「浸水深」とは、浸水域の地面から上記津波の痕跡が示す水面までの高さを指す。

2 津波の高さの特色等（甲 A 5 7, 5 8, 6 7, 8 7, 9 2 ないし 9 6, 甲 H 2 の 1, 2, 証人佐藤暁及び証人佐竹健治）

(1) すなわち、津波は、水の塊が押し寄せるものであり、上記のとおり、防潮堤に衝突した津波は防潮堤を駆け上がるから、防潮堤の高さよりも津波高の低い津波も防潮堤を超えることがある。このため、既往津波の痕跡高に高さを合わせた防潮堤では、津波が越流することがあり得る。

この駆け上がりの高さを推定計算する場合、その結果は、諸条件により大きく異なるものとなるが、少なくとも、上記結果を基に高さを決めて防潮堤を設置する場合、その大きさは、海岸と背後地を遮断するほど大掛かりなものとなってしまう、少なからず日常の経済活動や生活の利便